

「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故防止等に関する条例（仮称）」骨子（案）に対する意見募集結果

項目	意見の要旨	京都府の考え方
海水浴場に関する事	○ 海水浴場開設者は、当然の責務として遊泳者の安全確保を図るべきである。	◎ 本来、海や海岸は、誰もが自由に利用できる場所であり、危険回避は利用者の自己責任となりますが、海水浴場開設者が更衣所、便所などの利便施設を整備して、広く公衆に周知し、海水浴客の誘致を図っている実態がある以上、遊泳者の安全を図る一定の義務が生じるものと考えています。
	○ 海水浴場開設者となる地元がまずしっかりと対策を講じることが必要である。	◎ 海水浴場開設者は、遊泳に適する区域の標示、遊泳に係る遵守事項及び禁止行為の掲示・広報、連絡員の配置、救命浮き輪の装備など水難事故防止のための措置を行わなければならないこととしています。また、水難救助に必要な知識及び能力を有する者（ライフセーバー）の配置、監視所・救護所等の整備にも努めることとしています。
	○ 連絡員の配置や気象状況による遊泳禁止は必要か。	◎ 条例は、海域等における遊泳者等の水難事故防止を目的としています。連絡員は遊泳者等の危険な行為に対しての注意、水難事故発生時の警察官等への早期通報を行う者であり、配置が必要と考えています。また、強風や高波などの気象状況から遊泳が危険であると認められる場合は、遊泳を禁止する措置も必要と考えています。
遊泳区域の指定及び船舶の類の進入の禁止に関する事	○ ブイやフェンスで遊泳区域をはっきりと区分する必要がある。	◎ 海水浴場開設者は、遊泳場を浮標（ブイ）やフェンスで明示することとしています。さらに、船舶の類の航行により遊泳者に危険が及ぶことがないよう、知事は遊泳場の全部又は一部を遊泳区域に指定することができ、指定した遊泳区域に標識を設置することとします。
	○ 海水浴場内でイベントとして地引網漁を行うのに動力船を使用しており、引き続き使用出来るように考慮して欲しい。	◎ 遊泳区域内において、従来からレクリエーション目的で行われている地引網については、遊泳者に危険が及ぶことがないよう、十分な安全対策が講じられており、海水浴場開設者の承認がある場合に限り、例外として遊泳区域内での船舶の航行ができるようにしたいと考えています。

<p>遊泳等に係る禁止行為等に関すること</p>	<p>○ 抱きつき行為や「やす」等の持ち込みは危険なので、パトロールの警察官による注意が必要である。</p>	<p>◎ 条例でこれらの危険行為を禁止することにより、これまで以上に警察官による効果的な指導・取締が可能となるほか、海水浴場開設者等（連絡員）についても条例に基づき注意を行うことができるようになると考えています。</p>
<p>マリンレジャー事業者の水難事故防止措置に関すること</p>	<p>○ 注意事項を掲示するなど、プレジャーボート操縦者に対する安全説明の徹底が必要である。</p>	<p>◎ マリンレジャー事業者は、事業を行う場所の見やすい箇所にプレジャーボートの操縦に係る遵守事項及び禁止行為の内容を掲示するとともに、プレジャーボート利用者に対し、掲示内容を遵守するよう指導するものとしています。</p>
	<p>○ マリンレジャー事業者の権限を強化すべきである。</p>	<p>◎ マリンレジャー事業者には取締権限はありませんが、条例ではマリンレジャー事業者の責務を具体的に規定しています。これによりマリンレジャー事業者による水難事故の防止対策がこれまで以上に図られることになるものと考えています。</p>
	<p>○ マリンレジャー事業者にも罰則が必要である。</p>	<p>◎ マリンレジャー事業者に対する罰則は、隣接の福井県、兵庫県においても規定されていないことから、罰則を設けないこととします。  条例では、海における水難事故を防止し、遊泳者等の安全を図るために、マリンレジャー事業者に対しても責務を定めることにしており、これを守らないマリンレジャー事業者に対しては、条例に基づいて指導してまいりたいと考えています。</p>
<p>プレジャーボートの操縦に関すること</p>	<p>○ 無謀運転のプレジャーボート操縦者に対する罰則付きの条例が必要である。</p>	<p>◎ 船舶職員及び小型船舶操縦者法により、遊泳者に接近する等の無謀運転の指導警告を行ってきましたが、罰則規定が定められていなかったことから、実効性が乏しいものでした。  条例では、無謀運転のプレジャーボート操縦者に対する罰則を規定することとしており、悪質、危険な違反行為については取締を強化したいと考えております。</p>
	<p>○ プレジャーボートの操縦者等で入れ墨をしている場合は、人目に見えない措置を講じるべきである。</p>	<p>◎ 本条例では、遊泳者やプレジャーボートの水難事故の防止を目的としていることから、人の生命、身体への具体的かつ直接的な危険性がない入れ墨については、規定しないこととします。</p>

<p>罰則に関する こと</p>	<p>○ 事故を起こさないためにも条例でしっかり取り締まってほしい。</p>	<p>◎ 条例施行後の夏季シーズンには、警察船舶を活用した取締を行うほか、海上保安庁との連携を強化することとしています。</p>
	<p>○ 危険行為だけでなく、騒音などの迷惑行為を取り締まることはできないのか。</p>	<p>◎ 本条例は、遊泳者やプレジャーボートの水難事故の防止を目的としていることから、騒音などの迷惑行為については、遵守事項とし、プレジャーボート操縦者に対する指導警告を強化していくこととしています。</p>
	<p>○ 酒酔い運転、無免許運転に対しては罰則が必要である。</p>	<p>◎ 船舶職員及び小型船舶操縦者法において、船舶の酒酔い運転には行政罰が科せられており、また、無免許運転には刑事罰が科せられています。 罰則については法律で規定されている以上のことは適用できないことを御理解願います。 いただきました御意見を受けて、本条例では、酒に酔った状態に限らず、正常に操縦できないおそれがある状態でのプレジャーボートの操縦を遵守事項から禁止事項にすることとします。</p>
<p>その他（全般）</p>	<p>○ 条例の周知のため、今後どのような形で条例の広報、周知を行う予定か。</p>	<p>◎ 府ホームページによる掲載や報道機関等の各種媒体を活用した広報のほか、高速道路サービスエリア等における遠方からの利用者に対する周知など、市町村、関係機関とも連携し様々な機会を通じて積極的かつ計画的に広報活動を実施し、利用されるみなさんに広く周知を図っていくこととします。</p>
	<p>○ 海上での事故を無くすため効果のある条例をつくって欲しい。</p>	<p>◎ この条例は、海域等における遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止を目的としています。 条例が制定されることにより、警察官の指導・取締、海水浴場開設者やマリレジャー事業者による指導、遊泳者やプレジャーボート利用者の安全意識の向上が見込まれ、条例制定の効果が期待できるものと考えています。</p>